

令和8年 4月 1日

高崎市水道工事必携の改正について

平素は、本市水道事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度高崎市水道工事必携について、主な改正内容は下記のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

改正箇所

- P2-3 管明示テープの説明を追記
 - ・道路法施行令および道路法施行規則に基づき、施工する。
- P2-14 他 県道の土工標準断面図の変更
 - ・復旧断面における As と M-30 の間の RC-40 を M-30 へ変更
- P2-30,32 消火栓及び空気弁の設置基準を変更
 - ・副弁 1 次側のフランジ継手部には補強対策を施す。
- P2-38 水路上越・下越の際、使用材料の変更及び補足文の追記
 - ・φ30mm～φ50mm の給水管材料及び鞞管材料を SGP-VB 以上から SGP-VD へ変更
 - ・水路手前に設置する止水栓（又は仕切弁）について補足文を追記。
- P4-5 原因工事の対応を変更
 - ・原因工事で給水装置を破損させた際、漏水が止められず、漏水箇所が量水器 1 次側である場合は水道局で修繕を行い、修繕費を原因者に請求する。

以上